

# JATDウェルフェアダンスインストラクター認定試験実施細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本舞踏教師協会(以下「当協会」という。)が行う車いすを使用したペアダンス(以下「ウェルフェアダンス」という。)を指導する者(以下「ウェルフェアダンスインストラクター」という。)の認定試験の実施等について定めることを目的とする。

### (JATD ウェルフェアダンスインストラクター認定試験)

第2条 当協会は、ウェルフェアダンスインストラクターを養成するため、JATD ウェルフェアダンスインストラクター認定試験(以下「ウェルフェアダンス認定試験」という。)を行う。ウェルフェアダンス認定試験は講習と考査とする。

### (技術認定級)

第3条 当協会の認定する技術認定級は、一般社団法人日本舞踏教師協会の組織等に関する規則(以下「組織等に関する規則」という。)第12条の通りとする。

## 第2章 実施機関

### (資格認定局)

第4条 認定試験及び当協会が行う資格認定の円滑な実施を図るため、資格認定局を置く。

2. 資格認定局は、組織等に関する規則第6条の通り各部、各課及び各委員会をもって構成する。

### (JATD ウェルフェアダンス普及委員会)

第5条 資格認定局に JATD ウェルフェアダンス普及委員会(以下「ウェルフェアダンス普及委員会」という。)を置く。

## 第3章 ウェルフェアダンス認定試験

### (ウェルフェアダンス認定試験)

第6条 ウェルフェアダンス認定試験は、組織等に関する規則第14条及び15条に基づき、ウェルフェアダンス普及委員会が行う。

2. ウェルフェアダンス認定試験は、JATD ウェルフェアダンスインストラクターを指導するために必要なウェルフェアダンスの知識及び技能について行う。
3. ウェルフェアダンス認定試験は、講習及び考査とする。
4. 講習課程修了の際、車いすダンスの知識及び技能について考査を行う。
5. ウェルフェアダンス認定試験は、ウェルフェアダンス普及委員会のうちから任命された者の立ち会いの

下に、車いすダンスに関する知識及び技能について、筆記考査及び実技考査によって行う。

6. ウェルフェアダンス認定試験は、受験を希望する者すべてを公平に取り扱うものとし、受験の拒否、その他不適切な行為があったと認められる場合には、当協会は、当該試験を無効とするほか、当該試験を実施した者については以後の試験を実施させないことができる。
7. ウェルフェアダンス認定試験の日時、場所の告示は実施の概ね2ヶ月前までに、ダンス教授所、ダンス関係紙上及び当協会ホームページ上において行う。なお、試験申込みの締め切りは試験実施日の概ね1ヶ月前とする。

#### (ウェルフェアダンス認定試験の方法)

第7条 ウェルフェアダンス認定試験は、車いすダンスを教授するために必要な知識及び技能について行う。

2. ウェルフェアダンス認定試験の実施要領等に関しては、ウェルフェアダンス普及定委員会で定めるところによる。

#### (ウェルフェアダンス認定試験考査方法)

第8条 考査は、ウェルフェアダンスインストラクターを養成するため、必要な適正、技能及び知識について、筆記考査及び実技考査を行う。

2. 筆記考査は、車いすダンスの理論と知識とする。
3. 実技考査は、指定されたソニアルダンスを踊り、指定された車いすの基本動作を行う。

#### (合格の基準)

第9条 考査等の合格の基準は次のとおりとする。

##### 筆記考査

- ① 車いすダンスの理論と知識について、100点満点のうち、70%以上を合格とする。

##### 実技考査

- ① 項目ごとに、100点満点のうち、70%以上を合格とする。
2. 筆記考査又は実技考査のうち、どちらかが合格点に達しない場合は、再考査扱いとなり、次回の考査、又は、次回の考査をやむを得ない事情で受験できない時は次々回に限り、当該考査の合格点に達した筆記考査又は実技考査を免除することができる。

#### (合格通知書)

第10条 当協会は、第6条に定める考査において一定の成績を修めた合格者に対して、合格通知書を発行する。

2. 当協会は、前項の合格通知書を受けた者について、その者が拒否しない限り、ウェルフェアダンスインストラクターとして認定するものとする。

第11条 当協会は、第8条に定める考査において一定の成績を修めた合格者を、認定試験に合格した者(以下「ウェルフェアダンスインストラクター認定試験合格者」という。)と認定する。

2. 当協会は、前項に定めるウェルフェアダンスインストラクター認定試験合格者について、その者が拒否しない限り、各技術認定級のウェルフェアダンスインストラクターとして認定するものとする。

#### (ウェルフェアダンス認定試験受験資格)

第12条 受験資格年齢は、満18歳以上の者とする。ただし、18歳以上であっても高校在学中の者は除くものとする。

### 第5章 移行

#### (移行)

第13条 他団体にあつて、ウェルフェアダンスインストラクターの資格を取得したる者が、当協会に所属しようとする時は、入会金及び年会費を納めることにより当協会に移行できるものとする。なお、入会時の年会費は年度末までの月割りとし、入会月の概ね20日を過ぎての入会は、翌月から年度末までの月割りした金額を納めるものとする。

2. その際の技術級認定に関しては、前団体の技術級と同等のJATDの技術認定級を与える。

### 第6章 ウェルフェアダンス昇級試験

#### (ウェルフェアダンス昇級試験)

第14条 ウェルフェアダンス昇級試験は、組織等に関する規則第14条及び15条に基づき、ウェルフェアダンス普及委員会が行う。また、管区については本部に準じ各管区が行う。

2. ウェルフェアダンス昇級試験は、JATD ウェルフェアダンスインストラクターを指導するために必要なウェルフェアダンスの知識及び技能について行う。
3. ウェルフェアダンス昇級試験は、講習及び考査とする。
4. 講習課程修了の際、車いすダンスの知識及び技能について実技考査を行う。
5. ウェルフェアダンス昇級試験は、ウェルフェアダンス普及委員会のうちから任命された者の立ち会いの下に、車いすダンスに関する知識及び技能について、実技考査によって行う。
6. ウェルフェアダンス昇級試験は、受験を希望する者すべてを公平に取り扱うものとし、受験の拒否、その他不適切な行為があつたと認められる場合には、当協会は、当該試験を無効とするほか、当該試験を実施した者については以後の試験を実施させないことができる。
7. ウェルフェアダンス昇級試験の日時、場所の告示は実施の概ね2ヶ月前までに、ダンス教授所、ダンス関係紙上及び当協会ホームページ上において行う。なお、試験申込みの締め切りは試験実施日の概ね1ヶ月前とする。

#### (ウェルフェアダンス昇級試験受験資格)

第15条 技術認定級の昇級試験の受験に必要な資格は、次のとおりである。

- ① JATD ウェルフェアダンスインストラクター2級は、  
JATD ウェルフェアダンスインストラクター3級の資格を有する者。
- ② JATD ウェルフェアダンスインストラクター1級は、  
JATD ウェルフェアダンスインストラクター2級の資格を有する者。

### (ウエルフェアダンス昇級試験考査方法)

第16条 ウェルフェアダンス昇級試験は、ウェルフェアダンスインストラクターを養成するため、必要な適正、技能及び知識について、実技考査を行う。

2. 実技考査は、指定されたソーシャルダンスを踊り、指定された車いすの基本動作等、及びキューバン・ルンバ、ワルツについて、リーディング又はフォローイングとソロ・デモンストレーションの実演によって行う。

### (合格の基準)

実技考査

- ① 項目ごとに、100点満点のうち、70%以上を合格とする。

## 第4章 ウェルフェアダンスインストラクターの登録

### (ウエルフェアダンスインストラクターの登録)

第17条 当協会は、第9条に定める認定試験合格者について、ウェルフェアダンスインストラクターとして登録するものとする。

2. 当協会は、前項に定める登録を受けた者に対して「JATD ウェルフェアダンスインストラクター認定証」(以下「認定証」という。)を交付するものとする。
3. 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当協会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。
4. 当協会は、認定証の交付を受けた者を JATD ウェルフェアダンスインストラクター登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
5. 登録簿には次の事項を記載する。
  - ①氏名、住所、生年月日
  - ②認定番号、認定年月日
  - ③認定の理由の別
6. 当協会は、登録簿を主たる事務所に備え付けて個人情報に該当しない事項に限り、照会等に応じるものとする。

### (登録の取り消し)

第18条 当協会は、ウェルフェアダンスインストラクターが偽り不正の手段により、前項に定める登録を取得したと認められる時は、当該 JATD ウェルフェアダンスインストラクター資格を無効とし、その登録を取り消すものとする。

### (登録の更新)

第19条 当協会に登録された者は、登録更新申請書により、5年毎の登録の更新を受けなければならない。

## 第5章 その他

### (実施細則の改正)

第20条 当協会は、この実施細則を改正しようとするときは、あらかじめ理事会に報告するものとする。

### 附則

この細則は平成30年10月11日から施行する。

JATD ウェルフェアダンスインストラクター推薦申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本舞踏教師協会  
会 長 花村 英夫 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

JATD ウェルフェアダンスインストラクター推薦について

一般社団法人日本舞踏教師協会の規則、細則に基づく JATD ウェルフェアダンスインストラクターとしての推薦をお願いします。

申し込み理由:

による。